

E i w a N e w s

平成 28 年度税制改正による制度の創設・見直し

平成 28 年 2 月
(No. 127)

前月の本誌 No.126 で平成 28 年度税制改正大綱の概要をご紹介しました。
今回はその税制改正項目の中から、新制度として創設される制度と見直される制度をご紹介いたします。
なお、税制改正法案の国会審議の状況により、法律の内容が異なる場合がありますことをご了承ください。

[1] 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の創設

1. 概要

青色申告法人が「改正地域再生法の施行日」から「平成 32 年 3 月 31 日」までの間に、「地方創生推進寄附活用事業（仮称）」に関連する寄附金を支出した場合、現行の寄附金の損金算入制度に加え、法人事業税・法人住民税・法人税から一定額税額控除をすることができます。

ただし、法人の本社が立地する地方自治体の事業への寄附は対象外となります。

また、2 以上の自治体に事務所等がある法人の場合は、法人事業税・法人住民税の控除税額の計算においてそれぞれ一定の按分計算を行うこととなります。

「地方創生推進寄附活用事業（仮称）」とは、各地方自治体が地方版総合戦略に位置づけられた事業で、地方創生を推進する上で効果の高い事業に係る地域再生計画を策定し、国（内閣府）の認定を受けたものをいいます。

2. 控除される金額

	控除額	控除税額の上限
法人事業税	寄附額の 10%	法人事業税額の 20%
法人住民税	寄附額の 20% ・道府県民税法人税割額から寄附額の 5%控除 ・市町村民税法人税割額から寄附額の 15%控除	道府県民税法人税割額の 20% 市町村民税法人税割額の 20%
法人税	法人住民税から控除しきれなかった金額と 寄附額の 10%のいずれか少ない金額	法人税額の 5%

平成 29 年度以降は、道府県民税法人税割額から寄附額の 2.9%控除、市町村民税法人税割額から寄附額の 17.1%控除となります。

3. 適用期間

この規定は、「改正地域再生法の施行日」から「平成 32 年 3 月 31 日」までの間に支出した寄附金について適用されます。

[2] 建物附属設備・構築物等の償却方法の見直し（減価償却制度）

1. 概要

「建物附属設備」と「構築物」の償却方法について、定率法が廃止され、定額法のみとなります。また、「鉱業用減価償却資産」の償却方法についても、定率法が廃止され、定額法又は生産高比例法のいずれかの選択制となります。

	改正前 H28年3月31日以前	改正後 H28年4月1日以後
建物附属設備	定率法、定額法	定額法
構築物		
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る)	定率法、定額法、 生産高比例法	定額法、生産高比例法

- ・リース期間定額法、取替法等については変更なし

2. 適用時期

この規定は、平成28年4月1日以後に取得する資産について適用されます。

(本改正に関する経過措置は設けられない予定です。)

[3] セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除の創設

1. 概要

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合において、その年中に支払ったその購入対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除することができます。

- 1 「一定の取組」とは、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診（医師の関与があるものに限る。）をいいます。
- 2 「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいいます。
- 3 この規定の適用を受ける場合、現行の医療費控除との重複適用はできません。

2. 適用時期

この規定は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品の購入対価を支払った場合に適用されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。